

# 志賀町原子力災害避難計画

平成29年11月

志賀町



## 序 はじめに

---

本要綱は、原子力防災対策の重点区域が概ね30kmに拡大されたことに伴い、志賀町の全域が、原子力災害時において区域外への広域避難を行う必要があることから、町の原子力防災計画のうち、円滑な避難に必要となる基本的事項を定めたものである。

## 第1章 本計画の位置づけ

---

### 1. 目的

志賀原子力発電所で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくをできるだけ低減するため、避難等の防護対策を実施する。

### 2. 基本的考え方

発電所における原子力災害により放出された放射性物質の通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく並びに地表に沈着した放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため、次の点に留意する。

#### 【外部被ばくに関して】

- 線源からできるだけ距離を隔てること。
- 放射線を遮蔽すること。
- 放射線の被ばく時間を短くすること。

#### 【内部被ばくに関して】

- 放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと。
- 放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないこと。

## 第2章 避難等の基準

### 1. P A Z（概ね5km）圏内の避難基準

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）により、国から避難の指示等が行われることとなっている。

- ①警戒事態（E A L 1：原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象）の段階  
P A Z圏内の避難行動要支援者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
- ②施設敷地緊急事態（E A L 2：原災法10条の通報基準）の段階  
P A Z圏内の住民等の避難準備、及び要配慮者の避難を実施
- ③全面緊急事態（E A L 3：原災法15条の内閣総理大臣の全面緊急事態宣言の基準）の段階  
P A Z圏内の住民の避難を実施

#### 【緊急事態区分とE A Lについて】

志賀原子力発電所におけるE A L

警戒事態（E A L 1）を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</p> <p>5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</p> <p>8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p>10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

警戒事態（EAL1）を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <p>12. 県内において震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>13. 県内において大津波警報が発表された場合</p> <p>14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>15. 原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	

※ 1～11は北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準  
12～16は原子力災害対策指針で示されている基準である

施設敷地緊急事態（EAL2）を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇</p> <p>(1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>(2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が<math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となった場合。</p> <p>2. 通常放出部分での気体放射性物質の放出または液体放射性物質の放出</p> <p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出</p> <p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、<math>50 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出</p> <p>(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、<math>100 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。</p> <p>5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えいが発生したことその他原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象。</p> <p>(1) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</p> <p>(2) 原子炉給水機能喪失のおそれ</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができない場合。</p> <p>(3) 残留熱除去機能の喪失</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設敷地緊急事態（EAL2）を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。</p> <p>(4) 全交流電源の30分以上喪失 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続した場合。</p> <p>(5) 直流電源の部分喪失 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合。</p> <p>(6) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 原子炉の停止中に原子炉压力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合（原子炉压力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>(8) 格納容器健全性喪失のおそれ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合（原子炉压力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>(9) 2つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉压力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>(10) 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。</p> <p>(11) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>(12) 所内外通信連絡設備の全て喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>(13) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>(14) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置</p>	

施設敷地緊急事態（EAL2）を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>(15) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。</p>	

※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である

全面緊急事態（EAL3）を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、<math>5\text{mSv/h}</math> 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は<math>500 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出 (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、<math>10\text{mSv/h}</math> 以上の放射線量が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。</p> <p>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 原子炉の運転を通常の中性子の吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象。 (1) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 (2) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (3) 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (4) 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

全面緊急事態（EAL3）を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</p> <p>(5) 全交流電源の1時間以上喪失 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続した場合。</p> <p>(6) 全直流電源の5分以上喪失 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。</p> <p>(7) 炉心損傷の検出 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。</p> <p>(8) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>(9) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>(10) 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>(11) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>(12) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>(13) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>(14) 施設内(原子炉外)での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</p>	

※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である

【OILの設定内容】

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) 〔緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する〕	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する (移動が困難な者の一時退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm $\beta$ 線：13,000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する
早期防護基準	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) 〔緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する〕	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する

【緊急事態区分、OILに基づき県や市町がとるべき措置】

警戒レベル	緊急事態区分		
範囲	警戒事態 (EAL 1)	施設敷地緊急事態 (EAL 2)	全面緊急事態 (EAL 3)
PAZ圏内 (5km内) における対応	・避難行動要支援者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・避難行動要支援者の避難実施 ・避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・避難の実施
UPZ圏内 (30km内) における対応	—	・状況に応じて屋内退避準備	・状況に応じて原則屋内退避を実施

運用上の介入レベル	OIL		
範囲	OIL 1	OIL 4	OIL 2
	即時避難	除染実施	一時退避
PAZ圏内 (5km内) における対応	—	—	—
UPZ圏内 (30km内) における対応	・避難の実施	・対表面除染の実施	・一時移転の実施

< P A Z (Precautionary Action Zone) >

予防的防護措置を準備する区域：概ね5 km圏

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

< U P Z : Urgent Protective action Planning Zone >

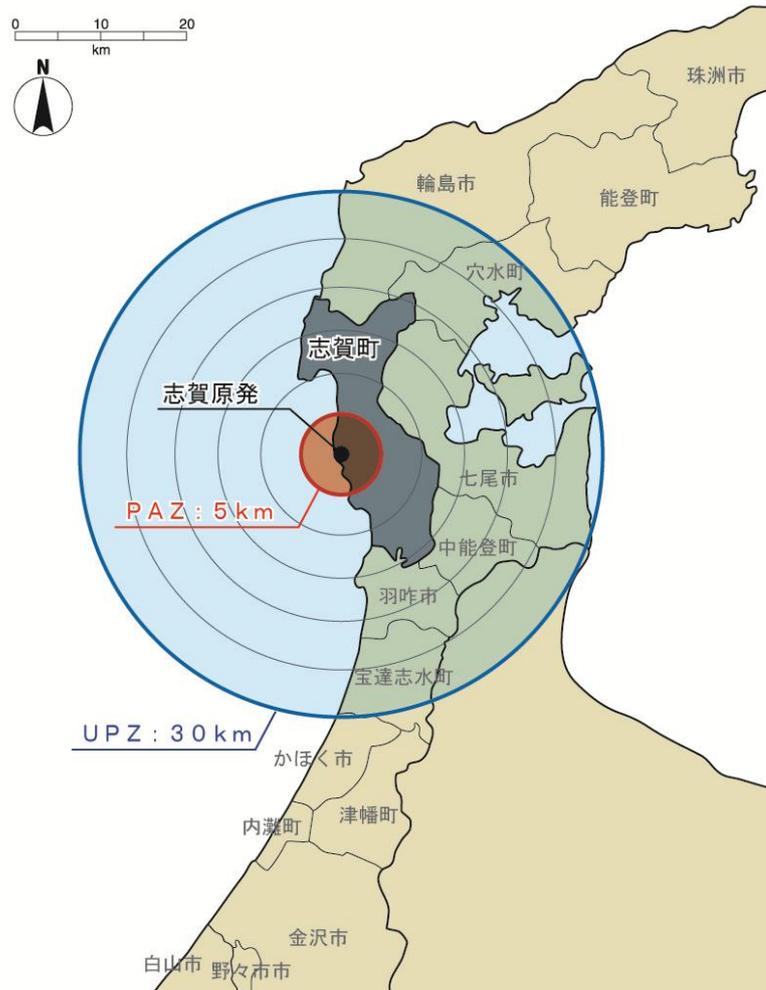
緊急防護措置を準備する区域：概ね30 km圏

放射線被ばくによる影響を最小限に抑えるため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。

【各事故レベルと対応の関連】

	災害対策本部	P A Z（概ね5km）	U P Z（概ね30km）
警戒事態 (E A L 1)	<b>警戒体制</b> ※環境安全課、総務課、 健康福祉課の全職員 全課長及び参事・補佐	避難行動要支援者の <b>避難準備</b> ・事故発生のアナウンス	
施設敷地緊急事態 (E A L 2)	<b>第一次災害対策本部体制</b> ※全職員	<b>避難行動要支援者の</b> <b>避難</b> 住民避難の準備	屋内退避を準備
全面緊急事態 (E A L 3)	<b>第二次災害対策本部体制</b> ※全職員	<b>住民避難</b> ・避難のアナウンス ・移動手段の確保 ・避難所の確保	<b>屋内退避</b> ・屋内退避のアナウンス
緊急防護措置 (O I L 1)	同上	(避難)	<b>特定区域の避難</b> (数時間内) ・避難のアナウンス ・移動手段の確保 ・避難所の確保
警戒事態 (O I L 2)	同上	(避難)	<b>特定区域の避難</b> (1週間程度内)

【PAZ・UPZの位置】



【町内のPAZ・UPZに含まれる地区】

P A Z	<p>福浦港、荒屋、谷神、三明、中畠、豊後名、中山、六実、富来牛下、町、志賀の郷住宅、安部屋、安部屋営団、上野、大津、小浦、百浦、赤住、はまなす園、電力社宅、ロイヤルシティ、矢蔵谷、猪ノ谷、志賀の郷、長田、釈迦堂、直海高位、直海別所、直海中村、直海大釜、松木、小室、米町、田原、大笹、牛ヶ首、五里峠、若葉台、直海住宅</p>
U P Z	<p>草木、日下田、町居、日用、富来地頭町、富来領家町、富来高田、富来七海、富来生神、広地、東小室、貝田、大西・江添、田中、和田、今田、尊保、楚和・灯、阿川、入釜、鶴野屋、地保、切留、八幡、八幡座主、中泉、里本江、給分、中浜、相神、草江、大鳥居、酒見、大福寺、栢木、稲敷、香能、西海風戸、西海風無、西海千ノ浦、西海久喜、赤崎、小窪、鹿頭、笹波、前浜、高浜（全16区）、川尻、堀松、緑ヶ丘、梨谷小山、北吉田、清水今江、末吉、神代、出雲、西山台、徳田北側、徳田中央、徳田淵ヶ谷内、館開、火打谷、矢田、印内、代田、新林、牧山、仏木、谷屋、栗山、矢駄、倉垣、安津見、東谷内、上棚、二所宮、館、福井、大坂、穴口、米浜、福野、長沢、大島、岩田、坪野、宿女、甘田</p>

## 第3章 防護対策の決定

---

### 1. 決定事項の伝達

#### (1) 内閣総理大臣等の避難の指示等

内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態宣言を発出した場合は、知事（石川県災害対策本部長（以下「県本部長」という。））及び町長に対し、住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとなっている。

#### (2) 町長による避難の指示等

- ア 町長は、内閣総理大臣等の指示があった場合には、直ちに住民等に対して避難指示等を行う。
- イ 町長は、施設敷地緊急事態等の推移に応じ、直ちに住民等に避難等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長と協議の上、直ちに住民等に対して避難の指示等を行うとともに、直ちに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。
- ウ 原子力災害等の発生により関係市町が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合、県本部長は、町長に代わって避難の指示等に関する措置の全部または一部を行うものとする。

### 2. 防災関係機関への通知

県本部長は、内閣総理大臣等から避難の指示等があったとき、又は関係市町長が避難等の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、金沢海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請することとなっている。

## 第4章 防災業務関係者の防護措置

### 1. 防護対策活動実施前

屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務従事者の防護については、必要に応じ以下の防護資機材を着用又は所持の上、業務に当たる。

#### 【防護資機材リスト】

防護服（防護手袋、防護帽、防護靴等を含む）
防護マスク
個人線量計
防災対策地区の地図
その他必要な資機材

### 2. 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。

(2) 町は、防災対策の拠点施設を設け、防災業務関係者の被ばく管理が行える体制を整備する。

(3) 町は、防災業務関係者の被ばく管理として、以下のような対応を徹底する。

ア 身体汚染の防護のための防護服や手袋等の着用

イ 被ばく線量管理用のための線量計の装備

(4) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

(5) 防災業務関係者は、外部被ばくを軽減するため以下の点に留意して活動すること。

ア 遮へい物による放射線影響の軽減

イ 放射線源から離れることによる放射線影響の軽減

ウ 作業時間の短縮による放射線影響の軽減

(6) 防災業務関係者は、内部被ばくを軽減するため以下の点に留意して活動すること。

ア マスクや呼吸保護具を用いた放射性物質の吸入摂取防護

イ 汚染飲食物や汚染区域での飲食禁止など経口摂取防護

ウ 防護服の着用による放射性物質の皮膚や創傷吸収の防護

(7) 防災関係機関は、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させるほか、後日、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。

#### 【放射線業務従事者に対する線量限度】

対象者の区分	実効線量限度 (全身)	等価線量限度 (組織・臓器)			
		皮膚	目の水晶体	腹部	
妊娠中の女子	1 mSv (出産までの間*の 内部被ばく)			2 mSv (出産までの間*)	
女子	5 mSv / 3月	500 mSv / 年	150 mSv / 年	—	
上記以外の 放射線業務従事者	100 mSv / 5 年 50 mSv / 年			—	
緊急時	災害拡大防止・人 命救助等の作業者	100 mSv (累積)	1,000 mSv (累積)	300 mSv (累積)	—
	上記以外の作業者	50 mSv (累積)	—	—	—

\*本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知った時から出産までの期間

## 第5章 広報及び指示、伝達

### 1. 広報及び指示、伝達

県本部長及び町長は、報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。また、防災業務関係者に対しては、広報事項を周知させる。

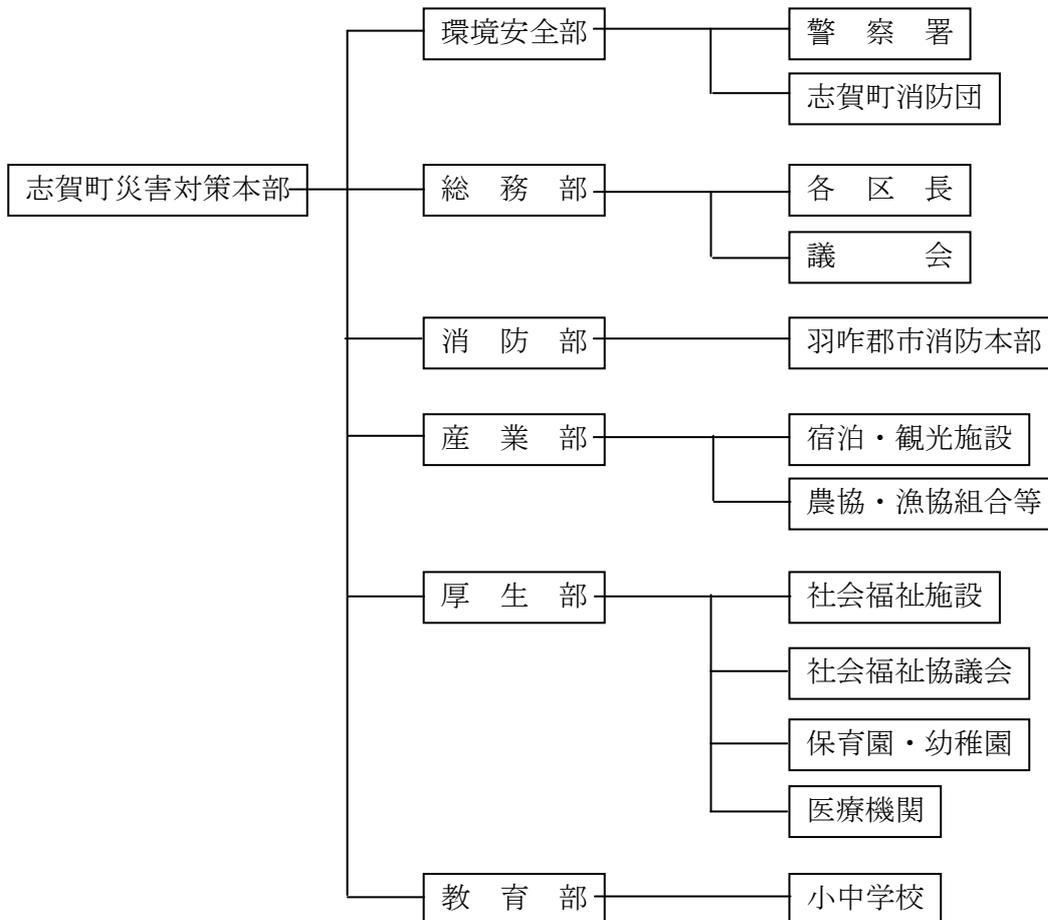
また、町は、あらかじめ指名していた地区の連絡担当者へと連絡を行う。

なお、広報の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- 事実を伝えること。
- 正確、簡潔、明瞭に伝えること。
- 必要な事項は省略せずに伝えること。
- 最新の情報であること。
- あいまいな情報は慎むこと。
- 礼儀正しく伝えること。
- 繰り返し行うこと。

### 2. 伝達フロー

#### (1) 伝達先および伝達担当一覧



(2) 広報設備機器

【広報設備機器使用及び管理体制】

情報伝達機器		情報伝達責任者	情報伝達実施者	機器管理責任者	
有線放送	FTTH (光回線)	IP告知端末	情報推進班員 及び情報推進班長が指定する者	情報推進班長	
防災行政無線	同 報系	屋外拡声機	環境安全班員 及び環境安全班長が指定する者	環境安全班長	
衛星電話	車 輛 搭 載	トヨタ エスティマ (広報兼用)	環境安全班員 及び環境安全班長が指定する者	環境安全班長	
		トヨタ ハイエース		富来支所班員 及び富来支所班長が指定する者	富来支所班長
広報車輛	公 用 車	トヨタ プロボックス ホンダ フィットシャトル	総務班員及び 総務班長が指定する者	総務班長	
		トヨタ プリウス		富来支所班員 及び富来支所班長が指定する者	富来支所班長
	消 防 車	志賀町消防団 16 分団車 (上熊野、加茂、熊野、 西海、志加浦、下甘田、 高浜、土田、富来、中甘田、 西浦、西増穂、稗造、 東増穂、福浦、堀松)	環境安全班員	消防団長及び 各分団長が指定する者	消防団長
広報用備品	トランジスターメガホン		消防団員	消防団長	
			教育班員	学校長及び 学校長が指定する者	教育班長
			住民班員	保育所長及び 保育所長が指定する者	住民班長

### 3. 広報事項

(1) EAL1レベル：大規模災害が発生し、原発事故は確認されていない場合

#### 【事故情報に関するアナウンス内容（例）】

こちらは、志賀町です。

〇月〇日、〇時〇分、大規模な災害（津波・地震）が発生しましたが、これにともなう志賀原子力発電所の事故報告は、現在確認されておりません。

〇〇地区、〇〇地区のみなさんは、念のために、今後の原子力発電所の状況に関して、防災行政無線やテレビ・ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

こちらは、志賀町でした。

(2) EAL1レベル：原発事故が発生した場合

#### 【事故情報に関するアナウンス内容（例）】

こちらは、志賀町です。（志賀町災害対策本部からのお知らせです。）

〇月〇日、〇時〇分、志賀原子力発電所において、放射性物質の拡散の可能性がある重大事故の発生を確認しました。

〇〇地区、〇〇地区のみなさんは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難の可能性があることから、無用な外出は控え、自宅に留まり、今後の町からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後、屋内退避又は避難が必要と判断される場合は、追ってご連絡しますので、自宅にて落ち着いて待機してください。

この放送をお聞きの事務所のみなさんは、従業員の帰宅準備をお願いします。

この放送をお聞きの旅行者の方は、帰宅準備をお願いします。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

こちらは、志賀町でした。（志賀町災害対策本部でした。）

## 第6章 屋内退避

**PAZ : 即時避難のため該当なし、UPZ : EAL2レベル**

### 1. 屋内退避の指示、伝達

町長は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災関係機関の長にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、区域内の住民等に対して屋内退避の措置を講ずる。

町長は、区域内の住民等に対して、防災行政無線、IP告知端末、CATV、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避を指示する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。

町長は、区域外の住民等に対して、災害の現況等必要な情報を広報し、区域内に立ち入らないよう指示するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知する。

### 2. 住民等への指示事項

住民等への屋内退避指示は、以下の内容を伝える。

#### 【屋内退避に関するアナウンス内容（例）】

志賀町災害対策本部からのお知らせです。

志賀原発の事故を受け、（現在のところ、放射性物質の以上な放出はありませんが、万一に備え、）災害対策本部では、次の地区の皆様は自宅などに待機していただくことを決定しました。

対象地区は、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区です。

対象区域のみなさんは、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、外からの空気を入れないようにしてください。

（また、外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをしてください。）

（また、できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまるよう気をつけてください。）

（屋内に保管してある飲食物は、食べても差し支えありません。）

この地区内の事務所のみなさんは、帰宅してください。

この放送をお聞きの旅行者の方は、帰宅してください。

すぐに帰宅することが困難な場合は、最寄りの公共施設に退避してください。

（その他の地区のみなさんは、現在、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。）

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、定期的に防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。特に、状況に大きな変化があった場合は、直ちにお知らせします。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

こちらは、志賀町災害対策本部でした。

## 第7章 住民の避難体制

**PAZ : EAL 2 レベル (避難行動要支援者)、EAL 3 レベル (一般住民)、UPZ : OIL 1 レベル**

### 1. 避難の指示、伝達

町は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域（地区）に対して防災行政無線、IP告知端末、CATV、広報車、ホームページ、緊急速報メール等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。あわせて、防災関係機関にその指示内容を伝達する。

また、町は、志賀原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。

### 2. 避難先の確保、周知

町災害対策本部は、住民避難を決定した際には、避難先市町（能登町、白山市）へ、受入れ可能かの確認を電話にて行う。

なお、あらかじめ選定していた避難先市町における受入れが困難な場合や、災害状況や気象状況によって本来の避難先への避難が適切ではないと判断された場合は、県が他の市町（バックアップ市町）への受入れ調整を行う。

○避難先の市町については、早急な避難が必要な場合（県要綱に従い、白山市及び能登町へそれぞれ避難）か、時間の余裕がある場合（全て白山市に避難）かの判断を早急に行い、その旨を避難先市町（白山市及び能登町）へ、遅滞なく伝達する。

【避難先市町の連絡先】

避難先市町	担当課	TEL	FAX
白山市	市民生活部 防災安全課	076-276-1111	076-274-9535
能登町	総務課 危機管理室	0768-62-8510	0768-62-4506

### 3. 避難手段及び避難ルート等

#### (1) 避難手段の確保

ア 避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、町の保有す

る車両、民間車両、海上交通手段などあらゆる手段を活用する。

イ 自家用車で避難する住民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。

ウ 自家用車で避難する住民は、避難行動要支援者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。

エ 町は、自家用車による避難が困難な住民をバス等で避難させるため、必要に応じて一時集合場所を設けるとともに、避難者の誘導・保護にあたる職員等を派遣するなどの対応を行う。

#### (2) 基本的な避難ルート

ア 町は、避難を行う際に使用することが想定される基本的避難ルートについて事前に住民に対して周知を図る。

なお、基本的避難ルートは、国道、県道などの主要な幹線道路とする。

イ 町は、避難ルートのうち、町の管理する道路について、パトロールを実施し、最新の道路状況について合同対策協議会などへ情報伝達を行う。

ウ 避難を円滑に実施するため、町は、県警察本部等と連携し、必要に応じて広域避難実施時における町管理道路の交通規制・交通誘導体制を整えるとともに、災害の状況等を踏まえて、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。

### (3) 避難の誘導及び確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認は、下記によるものとする。

#### ア 避難誘導時の警察、消防との連携

町は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、羽咋警察署と避難対象地域及び避難誘導の調整及び確認等をするとともに、羽咋郡市消防本部及び消防団と協力して、避難対象地域の避難指示等の広報及び避難誘導を実施する。

#### イ 避難誘導時の地域との連携

町は、避難対象地域の一時集合場所へ町職員を派遣し、避難対象地域の自主防災組織等と連携し、自力で避難が困難な住民の誘導・保護及びバス避難の対応にあたる。

#### ウ 避難対象地位の避難確認方法

各自主防災組織等及び各消防団が可能な限り、各戸訪問を実施し、確認する。

#### エ 避難完了

各自主防災組織等及び各消防団は避難の確認を完了した後、町へ「避難完了」を報告する。

## 4. スクリーニングの実施

国、県、町は、協力して避難住民に対して汚染拡大防止等のためスクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行う。

原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階で、県や町は、想定される避難者数、避難先等の状況等を踏まえ、スクリーニングを行う範囲、場所、機器、人員体制に関して国と協議を行い、あわせて、国に対しスクリーニング要員や機材の派遣を要請するなどの調整を行うものとする。

## 5. 学校における対応

学校等が避難区域となる場合、関係市町は対象となる学校等の施設管理者に対して、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行う。

学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、学校安全指針に基づき避難計画（学校安全指針）を策定する。

- |  |
|--|
| <p>○保護者へ児童生徒を引き渡すまでの間は、学校内のコンクリート建屋などに児童生徒を留め、放射性物質からの保護に努める。</p> <p>○授業中に原子力事故が発生し、緊急に避難を要する場合は、各家庭に引き渡さず、学校単位で直接一時避難所へと避難を開始することを検討する。</p> <p>○ただし、その場合は、学校と保護者との連絡を密にとるなどの、十分な配慮を行うことに留意するとともに、混乱を避けるため、受け入れ先（白山市、能登町）へ迅速に連絡・依頼を行う。</p> |
|--|

## 6. 避難住民等への指示事項

町長は、避難を実施するときは、住民等に対して、以下の内容を繰り返し伝え、指示の徹底を図る。

### 【避難指示に関するアナウンス内容（例）】

志賀町災害対策本部からのお知らせです。

志賀原発の事故を受け、（現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万一に備え、）次の地区の皆様へ避難していただくことを決定しました。

避難対象地区は、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区です。

火の元や戸締りなどを確認し、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、白山市（能登町）の避難施設へ避難してください。

なお、隣人にも避難の声掛けをした上で、避難するようお願いします。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

（以上、繰り返し）

こちらは、志賀町災害対策本部でした。

## 7. 避難責任者について

町長は、避難所に避難所責任者をおく。

### （1）避難所責任者の業務

ア 避難所責任者は、町災害対策本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民等登録票の授受及び記載事務並びに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備する。

なお、避難開始当初は、町は避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、十分な人員確保が困難であるため、避難所責任者は、避難所の開設・管理、避難住民の誘導、被災地住民等登録票の配付などの避難住民の受入業務については、避難所となる施設管理者や避難先市町（白山市、能登町）職員に協力を求める。

イ 避難所責任者は、住民等に対し被災地住民等登録票を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

この場合において、当該登録票は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。

ウ 避難所責任者は、被災地住民等登録票の配付を完了した場合は、次の事項を処理する。

○避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次関係市町本部へ連絡するとともに、その内容を記録しておく。

○常に町災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。

○住民等に対して、的確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去及び住民等の要求の把握に努める。

○町災害対策本部が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。

○避難所及び住民等の衛生の確保に努める。

(2) 避難所における情報の提供

町長は、避難所において、住民等に次の情報を提供するよう努める。

- 災害の状況と今後の予測
- 発電所における対策状況
- 国、県、町及び防災関係機関の対策状況
- その他必要な事項

8. 避難所における住民等の留意事項

町は、避難した住民等が避難所において次の事項に留意してもらえよう、住民へ依頼する。

- 避難所において相互に扶助するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- 県が必要に応じて実施する緊急時医療措置及び健康調査が迅速に処理できるよう協力する。
- 被災地住民等登録票の記載に当たっては、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

## 第8章 要配慮者の避難体制

**PAZ : EAL 2 レベル (避難行動要支援者)、UPZ : OIL 1 レベル (一般住民と同様)**

### 1. 避難先の確保、周知

#### (1) 在宅の要配慮者

- ア 町は、要配慮者リスト等により、福祉避難所への避難が必要な住民の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。
- イ 町は、避難行動要支援者の避難に備え、避難先となる市町（白山市、能登町）へ、あらかじめ指定してある社会福祉施設等の福祉避難所へ避難の受け入れを要請し、受入れ準備を整えてもらう。
- ウ 町は、速やかに避難先市町（白山市、能登町）等の協力を得て、一般の避難所生活での生活が困難な者を、できるだけ早期に福祉避難所等へ避難させる。
- エ 町は、避難の実施に通常以上の時間がかかり、避難行動により健康リスクが高まる要配慮者にあっては、放射線防護対策が講じられた施設に屋内退避できるように努める。
- オ 町は、前項の要配慮者については、町指定の拠点的な屋内退避所であり、放射線防護対策の機能拡充が施されている施設へ、計画的に誘導する。
- カ 町は、放射線防護対策が講じられた施設について、平時より備蓄物資の把握、機器の点検及び操作の習熟に努める。

放射線防護対策の機能拡充が施されている施設

施設名	所在地	収容人数	備考(防護区画)
志賀町総合武道館	志賀町町への1番地1	130人	1階、2階
旧福浦小学校	志賀町福浦港4の4番地2	93人	1階の一部
志賀町地域交流センター	志賀町西山台一丁目1番地	174人	2階
志賀町文化ホール	志賀町高浜町カの1番地1	100人	3階の一部
志賀町立富来小学校	志賀町相神にの80番地	150人	1階の一部
富来防災センター	志賀町富来高田2の41番地	150人	全体
旧下甘田保育園	志賀町二所宮ノの59番地2	100人	全体

#### (2) 社会福祉施設等入所者、病院等入院患者

- ア 社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ策定していた災害時における避難計画に基づき、災害時には入所者などの避難にあたる。
- イ 原子力災害時に避難指示等の発令が見込まれる段階で、県及び町は、社会福祉施設等や病院に対して、避難に関する準備を整えるよう連絡する。
- ウ 国、県及び町は、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。
- エ 社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。
- オ 放射線防護対策の機能拡充が施されている社会福祉施設等の施設管理者は、平時より備蓄物資の把握、機器の点検及び操作の習熟に努める。

## 放射線防護対策の機能拡充が施されている社会福祉施設等

施設名	所在地	収容人数	備考(防護区画)
特別養護老人ホームはまなす園	志賀町赤住ハ-4-1	100人	1階の一部
志賀町立富来病院	志賀町富来地頭町7の110番地の1	70人	2階の一部

## 2. 避難手段及び避難ルート等

バス、福祉車両等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、国、県、町が、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

- 要配慮者の避難は、避難準備・避難開始共に、一般住民の避難よりも早い段階から行う必要があることに留意する。
- 避難ルートについては、一般住民の避難と同様、県の避難計画要綱に沿ったルートを基本とする。
- ただし、交通状況に応じ、規定のルートにはこだわらず、適切に判断を行うものとする。

## 第9章 避難先市町の受入れについて

---

### 1. 避難所の開設、運営等

#### (1) 開設、運営等

- ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町（白山市、能登町）が施設管理者と協力して行う。
- イ 避難開始当初は、町は避難住民の送り出しに全力をあげなければならない、十分な人員確保が困難であるため、避難所の運営、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、町と避難先市町（白山市、能登町）の職員が協力して実施する。
- ウ 町は、できるだけ早期に避難所へ職員を派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- エ できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、町職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。
- オ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体側で引き続き行う。

○避難先の市町については、早急な避難が必要な場合（県要綱に従い、白山市及び能登町へそれぞれ避難）か、時間の余裕がある場合（全て白山市に避難）かの判断を早急に行い、その旨を避難先市町（白山市及び能登町）へ、遅滞なく伝達する。

#### (2) 避難物資の確保

避難所への食糧や毛布等避難物資については、県及び町は、国や関係事業者、避難先の市町（白山市、能登町）等に要請し、迅速に確保する。

#### (3) 福祉避難所の開設、運営

福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先の市町（白山市、能登町）が施設管理者の協力を得て行う。

### 2. 避難にかかる費用負担

避難に係る費用負担については、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、最終的に避難先市町の負担とならないことを原則とする。